

女性部会規約

【名 称】

第1条 この会は、一般社団法人神奈川県日本中国友好協会「以下県日中協会」という)女性部会(「以下本会いう」と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、県日中協会内に置く

【目 的】

第3条 本会は、県日中協会のもとに組織され、各界・各分野の女性の日中友好活動の発展に寄与することを目的に、次の事業を行う。

- 1 中国大使館親子交流事業
- 2 日中友好バザーの開催
- 3 各種団体女性部会との交流
- 4 その他、女性部会の目的達成のための事業の実施

【会 員】

第4条 本会の部会員は、県日中協会の活動に賛同する、地域協会の代表、法人・団体の会員及び個人会員により構成される。

【機 関】

第5条 本会に次の機関を置く。

- 1 総 会：総会は定時総会とし、総部会員が出席し、毎年11月に開催する。
なお、部会長の意により必要がある場合に開催することができる。
- 2 役員会：役員会は、第6条に規定する役員が出席し、原則として隔月第三月曜日に開催することとする。

【役 員】

第6条 本会の役員・任期は次のとおりとする。

- 1 部会に次の役員を置き、その業務を行う。
 - (1) 部会長 1名：部会長はこの会を代表して、会務を総括する。
 - (2) 副部会長 2名：副部会長は部会長を補佐し、部会長に支障がある時はその職務を代行する。
 - (3) 幹 事 8名：監事は総会・役員会を構成し、本会の業務執行の決定

に参画する。

(4) 会 計 1 名 : 会計はこの会の会計を把握し、健全な会の運営を図る。

(5) 監 事 2 名 : 監事は本会の事業運営・会計を監査し、役員会・総会に報告する

2 部会長は県日中協会の会長が指名し、副部会長及び部会員は部会長が指名する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【権 限】

第7条 本会の総会・役員会は次の事項について決議する

1 総 会

(1) 規約の改廃

(2) 役員を選任または解任

(3) 部会員の加入及び退会

(4) 各年度事業・予算の企画及び決算

(5) その他、本会に関する重要案件に関すること。

2 役員会

(1) 本会の業務執行に関する決定

(2) 役員を選定

(3) その他、総会に諮る案件の決定に関すること。

【決 議】

第8条 本会の総会・役員会の決議は、総部会員の過半数が出席し、出席した部会員の過半数をもって行う。

【その他】

第9条 この規約に定めるものの他、本会の運営し関し必要な事項は、部会長が役員会に諮り、総会で決定するものとする。

【附 則】

第10条 この規約は、平成25年7月9日から施行する。